

○会社法改正に伴う各種モデルおよび事務取扱指針等の改正ならびに
「反対株主の株式買取請求事務取扱指針」の制定について

平成 27 年 4 月 3 日
全国株懇連合会理事会決定

「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）および「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 91 号）（以下、あわせて「改正会社法」という。）ならびに「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 27 年法務省令第 6 号。「改正省令」という。）が平成 27 年 5 月 1 日に施行されること等に伴い、改正会社法ならびに改正省令の施行を条件として、別紙のとおり、「定款モデル」、「事業報告モデル」、「招集通知モデル」、「株主総会参考書類モデル」、「非振替新株予約権に係る新株予約権原簿事務取扱指針」、「株主名簿を中心とした株主等個人情報に関する個人情報保護法対応のガイドライン」を改正し、また、組織再編における反対株主の株式買取請求について、振替株式発行会社が組織再編を行う場合にはあらかじめ買取口座の開設を要すること、買取請求の価格決定前の支払い制度が創設されることなどから、会員各社の便宜に供するため、「反対株主の株式買取請求事務取扱指針」を制定することとします。

改正を行う各種モデルならびに事務取扱指針等の主な改正内容およびその理由は、下記 1. のとおりです。

なお、事業報告および株主総会参考書類の作成については、下記 2. のとおり経過措置が設けられているため、事業報告モデルおよび株主総会参考書類モデルの利用にあたってはご注意ください。

記

1. 各種モデルならびに事務取扱指針等の主な改正内容およびその理由

(1) 定款モデル

No.	改正内容	改正理由
1	第 7 条の単元株式数を 100 株に変更。	「売買単位の集約に向けた行動計画」の最終目標である 100 株単位への統一の

		ための移行期間が開始されているため。
2	第27条、「社外取締役」を「取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）」に変更。	責任限定契約を締結できる取締役の範囲が、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）に拡大されたため。【補足説明】24. についても同趣旨。
3	第35条、「社外監査役」を「監査役」に変更。	責任限定契約を締結できる監査役の範囲が、「社外監査役」から「監査役」に拡大されたため。【補足説明】30. についても同趣旨。
4	【補足説明】の冒頭で、本モデルは監査役会設置会社を前提としたものである旨を記載。	監査役会設置会社を前提としたモデルであることを明確にするため。

(2) 事業報告モデル

No.	改正内容	改正理由
1	1. 企業集団の現況に関する事項、(6) 重要な親会社および子会社の状況、①親会社との関係に、親会社等との間の取引に関する事項の記載を追加。	会社法施行規則118条5号の新設により、親会社等との間の一定の利益相反取引についての記載が求められるため。【補足説明】1. (6) についても同趣旨。
2	1. 企業集団の現況に関する事項、(6) 重要な親会社および子会社の状況に、③特定完全子会社の状況を追加。	会社法施行規則118条4号の新設により、特定完全子会社（多重代表訴訟の対象となる重要な子会社）に関する記載が求められるため。【補足説明】1. (6) についても同趣旨。
3	4. 会社役員に関する事項に、(2) 責任限定契約の内容の概要を追加し、改正前の(3) 社外役員に関する事項で社外役員ごとに記載していた責任限定契約の内容の概要を削除。	責任限定契約の締結できる役員の範囲が拡大されたことに伴い、会社法施行規則121条3号が新設され、当該契約の内容の概要の記載箇所が変更されたため。【補足説明】4. ③、同(2)の追加、改正前(3)⑤の削除についても同趣旨。
4	5. 会計監査人の状況、(3) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額、①の見出しを「 <u>当事業年度に係る会計監査人としての報酬等および監査役会が同意をした理由</u> 」(下線部を追加)に変更し、監査役会が会計監査人の報酬等の額に同意した理由を記載。	会社法施行規則126条2号の改正により、監査役会が会計監査人の報酬等の額に同意した理由を記載しなくてはならなくなったため。【補足説明】5. についても同趣旨。
5	6. 会社の体制および方針、(1)の見出しを「 <u>取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況</u> 」(下線部を追加)に変更。	会社法施行規則118条2号の改正により、内部統制システムの運用状況の概要の記載が求められるため。【補足説明】6. についても同趣旨。

6	【補足説明】の冒頭で、本モデルは監査役会設置会社を前提としたものである旨を記載。	監査役会設置会社を前提としたモデルであることを明確にするため。
7	【補足説明】4.(3)③社外役員の報酬等について、記載事項の変更。	会社法施行規則124条1項7号の改正により、社外役員の報酬等について親会社等または親会社等の子会社等からの報酬等の記載を要することになったため。
8	【補足説明】4.(4)③社外役員が一定の者の配偶者、三親等以内の親族等であることを知っているときの記載事項の変更。	会社法施行規則124条1項3号の改正により、社外役員が親会社等(自然人であるものに限る。)であること等を知っている場合の記載が追加されることになったため。
9	【補足説明】4.(4)に社外取締役を置くことが相当でない理由の記載事項を追加。	会社法施行規則124条2項、3項の新設により、社外取締役を置くことが相当でない理由の記載事項が追加されることになったため。
10	その他条文の変更等による項番、条数の修正等。	—

(3) 招集通知モデル

No.	改正内容	改正理由
1	挨拶文言を「平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます」に変更。	近年の実務慣行にあわせて変更。【補足説明】(8)⑥の事例中のあいさつ文についても同趣旨。
2	第2号議案の「準備金の額の減少の件」を削除	株主総会参考書類モデルの改正と平仄をあせるため。
3	【補足説明】の冒頭で、本モデルは監査役会設置会社を前提としたものである旨を記載。	監査役会設置会社を前提としたモデルであることを明確にするため。
4	【補足説明】(6)③、監査委員会等に関する記載の削除	監査役会設置会社を前提としているため削除するもの。
5	【補足説明】(7)、インターネット開示の対象書類として計算書類に係る株主資本等変動計算書を追加。	会社計算規則133条4項の改正により、計算書類に係る株主資本等変動計算書をインターネット開示することが可能となったため。

(4) 株主総会参考書類モデル

No.	改正内容	改正理由
1	第2号議案の「準備金の額の減少の件」議案全体の削除。	事例が少ないため削除。【補足説明】についても削除。
2	第5号議案 以下を変更。 ・議案の説明中、「監査役会の同意を得ております」を「監査役会の決定に基づいております」に変更。	・監査役会が会計監査人選任議案を作成することになったため(会344①③)。

	<ul style="list-style-type: none"> ・記載事項を表形式に変更。 ・注として候補者とした理由の記載を追加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の実務慣行にあわせて変更。 ・会社法施行規則 77 条 3 号の改正により、記載事項が追加されることになったため。【補足説明】(第 5 号議案)についても同旨。
3	【補足説明】の冒頭で、本モデルは監査役会設置会社を前提としたものである旨を記載。	監査役会設置会社を前提としたモデルであることを明確にするため。
4	【補足説明】第 2 号議案(取締役選任議案の説明) 1. (3) に責任限定契約の内容の概要を記載し、3. 社外取締役候補者の記載事項(8) に記載していた責任限定契約の内容の概要を削除。	責任限定契約を締結できる役員範囲が拡大されたことに伴い、当該記載事項が会社法施行規則 74 条 4 項 8 号から同条 1 項 4 号に移動したため。
5	【補足説明】第 2 号議案 2. の取締役選任議案における当該会社が子会社である場合の記載事項を子会社等である場合の記載事項に変更し、記載項目も改正条文に則って変更。	会社法施行規則 74 条 3 項の改正により、子会社である場合の記載事項が、子会社等である場合の記載事項に変更になり、候補者がオーナーである旨の記載事項が追加されたこと、その他の改正に対応するため。
6	【補足説明】第 2 号議案 3. (6) の社外取締役候補者が一定の事項に該当することを当該会社が知っているときの記載事項を改正条文に則って変更。	会社法施行規則 74 条 4 項 6 号の改正により、社外取締役候補者の当該会社および子会社の勤務経験、過去 5 年間にオーナーであった事実、オーナーの親族であることなどの記載事項が追加されたこと、その他の改正に対応するため。
7	【補足説明】第 2 号議案 4. に社外取締役を置くことが相当でない理由の説明を追加。	会社法施行規則 74 条の 2 の新設により、社外取締役を置くことが相当でない理由の記載事項が追加されることになったため。
8	【補足説明】第 2 号議案 5. に独立役員に指定する旨等を記載する旨を追加。	近年の実務慣行にあわせて変更。
9	【補足説明】第 3 号議案(監査役選任議案の説明)についても取締役選任議案と同様の補足説明の変更(社外取締役を置くことが相当でない理由を除く。)	会社法施行規則 76 条の改正により、監査役選任議案の記載事項も取締役選任議案の記載事項と同様の改正がなされたため。
10	【補足説明】第 5 号議案(会計監査人の選任議案) (5) 責任限定契約の内容の概要を追加。	会社法施行規則 77 条 5 号の新設により、責任限定契約の内容の概要の記載事項が追加されることになったため。
11	【補足説明】第 5 号議案 (8) 会計監査人の候補者がグループ会社から会計監査人としての報酬以外の多額の金銭等を受けている場合の説明を改正条文に則って変更。	会社法施行規則 77 条 7 号の改正(改正後 8 号)により、会計監査人の候補者がグループ会社から会計監査人としての報酬以外の多額の金銭等を受けている場合の記載事項の規定において、「親会社」が「親会社等」に変更になるとともに、親会社等がある場合とない場合に分

		けて規定されたため。
12	その他、会社法施行時点での説明の削除や表現の訂正等	—

(5) 非振替新株予約権に係る新株予約権原簿事務取扱指針

No.	改正内容	改正理由
1	説明欄の冒頭で、本モデルは監査役会設置会社を前提としたものである旨を記載。	監査役会設置会社を前提としたモデルであることを明確にするため。
2	Ⅱ 3. ③、説明欄で委員会設置会社の場合の記載を削除。	監査役会設置会社を前提としたモデルであるため。
3	Ⅱ 5. 説明欄で、会社法施行規則 56 条 1 項 5 号に定める新株予約権売渡請求による取得の場合も、発行会社に対応する旨を追加。	新株予約権売渡請求（会社法 179 条 2 項）の新設に伴う変更。

(6) 株主名簿を中心とした株主等個人情報に関する個人情報保護法対応のガイドライン

改正内容	改正理由
4. (1) ①、株主名簿閲覧等請求権の拒絶事由について、競業者からの請求に関する記載を削除。	会社法 125 条 3 項 3 号を削ることに伴う変更。

2. 事業報告および株主総会参考書類に係る経過措置

(1) 事業報告に係る経過措置は以下のとおりである。

施行日前に到来した事業年度に係る事業報告は、従前の例によるとされているので、たとえば、平成 27 年 3 月決算に係る事業報告は改正前の会社法施行規則にしたがって作成される（改正省令附則 2 条 6 項）。

ただし、施行日以後に監査役の監査を受ける事業報告については、改正後の会社法施行規則 124 条 2 項および 3 項の適用があり、「社外取締役を置くことが相当でない理由」の記載を要する。

「施行日以後に監査役の監査を受ける事業報告」とは、特定取締役が監査役会の監査の内容の通知を受ける事業報告と解され、3 月決算会社はほぼ該当することとなる。

(2) 株主総会参考書類に係る経過措置は以下のとおりである。

施行日以後に招集の手続きが開始された株主総会に係る株主総会参考書類の記載は、改正後の会社法施行規則にしたがって作成する必要がある（改正省令附則 2 条 5 項）。

「招集の手続きが開始された」時点とは、株主総会参考書類記載事項が取締役会決議によって決定された時点を指すと解され、平成 27 年 3 月決算会社の多くは改正後の会社法施行規則が適用になる。

ただし、施行日以後最初に到来する事業年度末日にかかる定時株主総会より前に開催される株主総会に係る株主総会参考書類の記載（すなわち、3 月決算会社であれば本年の定時株主総会が該当する）については、次のとおり経過措置がある（改正省令附則 2 条 2 項、4 項）

- ・ 改正後の会社法施行規則 74 条 3 項、76 条 3 項および 77 条 8 号の規定にかかわらず、従前の例による。
- ・ 特定関係事業者の定義（会社法施行規則 2 条 3 項 19 号）については従前の定義による。

以 上

反対株主の株式買取請求事務取扱指針

指針	説明
<p>1 趣旨</p> <p>組織再編行為等に反対する株主が株式買取請求権を行使する場合の実務対応について指針を定める。</p> <p>2 買取口座の開設</p> <p>会社は、組織再編行為等をしようとする場合には、振替機関等に対して、株式買取請求に係る振替株式の振替を行うための口座（以下、「買取口座」という。）の開設の申出をしなければならない。ただし、会社が開設の申出をした買取口座があるとき、または当該組織再編行為等に係る株式買取請求をすることができる振替株式の株主が存しないときは、このかぎりでない（社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」という。）155条1項）。</p> <p>3 買取口座の公告</p> <p>会社は、組織再編行為等に係る公告において、買取口座に係る事項を公告しなければならない（振替法151条2項）。</p>	<p>○株主が会社の組織再編行為等に対して株式買取請求が認められる場合は、会社組織の基礎の本質的変更をもたらす場合である。すなわち、株式併合（会社法182条の2第1項に規定するものに限る。）、合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡・譲受等の行為が行われる場合には、当該組織再編行為等の当事会社の株主は、一定の場合（反対株主の要件を満たす場合）に、会社に対して株式買取請求が認められる。</p> <p>○実務上、買取口座は、株主名簿管理人である口座管理機関に対して開設の申出をすることになると考えられる。</p> <p>○会社法改正により、簡易組織再編については買取請求が認められなくなった。</p> <p>○組織再編行為等に係る公告には、左記の買取口座に係る事項に加え、買取請求に先立って口座管理機関に対する個別株主通知の申出および当該買取口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない</p>

<p>4 買取請求手続</p> <p>(1) 反対株主の要件等</p> <p>① 組織再編行為等につき株主総会の承認を要する場合の反対株主</p> <p>反対株主とは、以下の株主をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該株主総会に先立って当該組織再編行為等に反対する旨を会社に対して通知し、かつ、当該株主総会において当該組織再編行為等に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る）。 ・当該株主総会において議決権を行使することができない株主 <p>② ①の場合以外（略式組織再編の場合）の反対株主</p> <p>反対株主とは、すべての株主（特別支配会社を除く。）をいう。</p> <p>③ 反対通知の方法</p> <p>反対通知の方法については、書面によるものとする。</p>	<p>旨等、買取請求の方法についても記載することが望ましい。</p> <p>○組織再編行為等に係る公告の記載例については、別紙1を参照。</p> <p>○反対通知の方法や様式については特段の定めはないが、実務上は、反対通知の証跡を残す観点から書面によることが推奨される。また、買取価格について裁判所に価格決定の申立てを行う場合、反対通知書の提出が求められている（東京地方裁判所商事研究会編「類型別会社非訟」判例タイムズ社（2009）110頁）。</p> <p>○反対通知書の記載例については、別紙2を参照。</p> <p>○株主総会に先立って、反対の意思が表示された議決権行使書面が提出されている場合は、当該議決権行使書面を事前通知と取扱うことができる。</p>
---	---

<p>④ 株主総会における反対の意思の確認方法</p> <p>反対の意思の確認方法は会社の裁量による。</p> <p>(2) 反対株主による買取請求</p> <p>① 個別株主通知</p> <p>反対株主の株式買取請求は、少数株主権等（振替法147条4項）の行使に当たするため、個別株主通知を要する。</p> <p>② 買取請求対象株式の買取口座への振替申請</p> <p>反対株主は、株式買取請求をしようとするときは、買取口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない（振替法155条3項）。</p> <p>③ 会社に対する買取請求書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別株主通知の申出および買取請求対象株式の買取口座への振替申請を行った後、反対株主は会社に対する買取請求書の提出をもって、買取請求を行うことができる。 	<p>○議長が株主の意思を確認できる方法であればよく、例えば、反対株主の挙手や起立を求める方法、反対株主からの投票用紙の回収などが考えられる。また、事前に反対の意思を通知した株主については、当該株主の出席をもって株主総会において反対したものとみなす旨を採決時に述べたうえで、そのように取り扱う方法も考えられる。</p> <p>○反対の意思が表示された議決権行使書面が提出されている場合は、株主総会においても反対の意思を表示したものと取扱うことができる。</p> <p>○当該振替申請をせずにされた株式買取請求は、無効となる（坂本三郎編著「一問一答平成26年改正会社法」商事法務（2014）285頁）。</p> <p>○反対株主の株式買取請求は、新設型組織再編の場合は当該新設型組織再編を行う旨等の公告をした日から20日以内に、その他の組織再編等場合は当該組織再編の効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までに行わなければならない。</p> <p>○全国株懇連合会「株式取扱規程モデル」1</p>
--	--

<p>・ 買取請求書には、株主の氏名または名称および住所、株式買取請求権を行使する旨、買取請求対象株式数、加入者口座コード、連絡先等の記載を要する。</p> <p>(3) 買取請求の受理</p> <p>反対株主からの株式買取請求書が会社へ到達したときは、以下を確認のうえ、株式買取請求を受理する。</p> <p>① 株主の本人確認</p> <p>株式買取請求権を行使する者が株主本人であることを確認する。本人確認の方法は、原則として全国株懇連合会の「株主本人確認指針」に基づいて行う。</p> <p>② 個別株主通知の到達</p> <p>株式買取請求権が、個別株主通知がなされた後4週間が経過する日までに行使されていることを確認する。</p> <p>③ 買取請求対象株式の買取口座への振替の確認</p> <p>買取請求書に記載されている数の買取請求対象株式が会社の買取口座に振替済であることを確認する。</p>	<p>1条は、会社に対して少数株主権等を行使するときは署名または記名押印した書面によるものと規定している。</p> <p>○買取請求書の記載例については別紙3を参照。</p> <p>○少数株主権等の行使があった場合の対応全般については、全国株懇連合会「少数株主権等行使対応指針」を参照されたい。</p> <p>○本人確認の証明資料の提出がない場合は、証明資料の提出を求めることになるが、③の買取請求対象株式の買取口座への振替が確認できる場合等は、証明資料の提出を求めない対応も考えられる。</p> <p>○有効な個別株主通知がなされていない場合には、自らの振替口座を開設している口座管理機関に対して個別株主通知の申出の手続を行うよう求めることになるが、③の買取請求対象株式の買取口座への振替が確認できる場合等は、個別株主通知なしで対応することも考えられる。</p> <p>○買取請求対象株式の振替がない場合は、振替申請の事実を確認し、振替申請を行っていない場合には買取口座への振替申請の手続きを行うよう案内することが考えられる。</p> <p>○買取請求書に記載された買取請求対象株式数と買取口座に振り替えられた株式数に相違がある場合は、株主に対して買取請</p>
---	--

<p>(4) 買取請求を受理した場合の振替機関等に対する通知</p> <p>① 振替機関等に対する反対株主の通知</p> <p>会社は、反対株主から株式買取請求があった場合には、買取口座を開設した振替機関等に対し、当該反対株主の氏名または名称、住所、加入者口座コードおよび当該振替株式の数その他必要な事項を通知しなければならない(機構 業務処理要領「反対株主の株式買取請求に係る振替手続等」(第2章第3節第4))。</p> <p>② 機構に対する反対株主の通知(消滅会社等の株式買取請求の場合に限る)</p> <p>消滅会社等は、反対株主から株式買取請求があった場合には、機構に対し、所定の書面により、反対株主の氏名または名称、加入者口座コードおよび当該振替株式の数を通知しなければならない(機構 業務処理要領「反対株主の株式買取請求に係る振替手続等」(第2章第3節第4))。</p> <p>③ 機構に対する株式買取請求に係る振替株式に関する届出</p> <p>会社は、株式買取請求に係る振替により買取口座に記録された株式について、機構に対し、株式買取請求に係る振替株式に関する届出を行う。その場合、会社は、買取口座を開設している口座管理機関に対し、株式買取請求に係る振替株式に関する届出の取次の請求を行う(機構 業務処理要領「反対株主の株式買取請求に係る振替手続等」(第2章第3節第4))。</p> <p>(5) 買取請求株式の振替の制限等</p>	<p>求対象株式数を確認することが考えられる。</p> <p>○譲渡担保の場合における特別株主の申出に相当する手続きである。</p> <p>○機構はこの通知に基づき、反対株主に対して存続会社等の振替株式を割り当てないための対応を行う。</p> <p>○反対株主による振替後の個別株主通知および発行者による情報提供請求の請求取次先機関を特定するための手続きである。</p> <p>○機構の業務処理要領「反対株主の株式買取請求に係る振替手続等」(第2章第3節第4)では、反対株主または会社が当該手続を行うことができるが、実務上は会社が行うと想定されている。</p>
---	--

<p>会社は、組織再編等の効力発生日以後、買取口座を開設した口座管理機関に対し、会社名義の他の口座を振替先とする振替の申請を行うことができる(振替法155条4項)。</p> <p>(6) 株式買取りの効力発生</p> <p>株式買取請求に係る株式の買取りは、組織再編行為等の効力発生日に、その効力を生ずる(会社法470条6項等)。</p> <p>5 買取価格の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 買取価格は、会社と株主との協議により決定する。 ・ 実務上は、会社が株主に対して、「買取価格の提示書面」とそれに対する「回答書」を送付することにより、買取価格の協議を開始する。 ・ 組織再編行為等の効力発生日から30日以内に協議が調わない場合、会社または株主は裁判所に対して価格決定の申立てを行うことができる(会社法470条2項等)。 <p>6 買取代金の支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 買取価格について協議が調ったときは、会社は、組織再編行為等の効力発生日から60日以内にその支払いをしなくてはならない(会社法470条1項等)。 ・ 裁判所の価格決定があったときは、会社は、組織再編行為等の効力発生日より60日経過後の年6分の利率により算定した利息をも支払わなければならない 	<p>○会社から振替の申請を受けた口座管理機関は、当該振替を行うとともに、反対株主の株式に関する届出((4)③参照)の解除を行う。</p> <p>○「買取価格の提示書面」および「回答書」の記載例は、別紙4を参照。</p> <p>○買取価格の協議が調ったときは、株式買取契約書を締結して合意内容を明確にすることも考えられる。</p> <p>○裁判所に対する価格決定の申立ては、組織再編行為等の効力発生日から60日以内に行わなくてはならない(会社法470条2項等)。</p> <p>○買取価格に買取請求対象株式数を乗じて買取代金を算出することになるが、税務上みなし配当課税が生じる場合は、税額相当額を源泉徴収しなくてはならない。</p> <p>○買取代金は、株主の指定する銀行預金口座に振り込むことが考えられる。この場合、株主との別途の合意がない限り、振込手数料は会社負担とするのが望ましい。</p> <p>○買取代金の仮払いを行っているときは、仮払した額について利息は生じない。</p>
--	--

<p>い（会社法470条4項等）。</p> <p>7 買取代金の仮払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判所に対し価格決定の申立てがなされた場合、会社は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、会社が公正な価格と認める額を支払うことができる（会社法470条5項等）。 ・ 株主が買取代金の仮払いを拒否するときは、弁済供託の手続を行うことができる。 <p>8 買取請求の撤回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式買取請求をした株主は、会社の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる（会社法469条7項等）。ただし、買取価格についての協議が調わない場合において、効力発生日から60日以内に裁判所に対する価格決定の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主はいつでも株式買取請求を撤回することができる（会社法470条3項等）。 ・ 会社が反対株主による株式買取請求の撤回について承諾した場合には、買取口座から反対株主の口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない（振替法155条5項）。併せて、株式買取請求に係る振替株式に関する届出の解除を行う（機構 業務処理要領「反対株主の株式買取請求に係る振替手続等」（第2章第3節第4））。 <p>9 例外対応</p>	<p>○みなし配当課税が生じる場合は、仮払いに際して税額相当額を源泉徴収する。</p> <p>○株主が買取代金の仮払いを拒否するときとは、買取価格の協議に際して会社が買取代金の振込先銀行預金口座の指定を求めたのに対し、これを拒否する場合等が考えられる。</p>
---	--

<p>消滅会社等の買取請求や買取請求の撤回において、組織再編行為等の効力発生日までに振替が完了しなかった場合等の取扱は、会社と株主名簿管理人が協議のうえ対応する。</p>	<p>○必要に応じて、株主名簿管理人は機構に連絡し、対応を協議する。</p>
---	--

(別紙1) 公告記載例 (吸収合併存続会社の合併公告の例)

合併公告

平成〇年〇月〇日

株主および債権者各位

東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役〇〇〇〇

当社は、平成〇年〇月〇日開催の定時株主総会において、平成〇年〇月〇日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、株式会社〇〇〇〇(本店所在地 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号)を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。つきましては、当社は、株式会社〇〇〇〇の権利義務全部を承継して存続し、株式会社〇〇〇〇は解散することになりますので、下記のとおり公告いたします。

記

1. 会社法第797条第1項の規定に基づき、株式買取請求をされる株主は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間にその旨および買取請求者(株主)の氏名または名称、住所、買取請求に係る株式の数、買取請求者の加入者口座コードを書面により当社にご通知ください。そのご通知に当たっては、買取請求に係る株式が記録されている振替口座を開設する口座管理機関に対して以下に記載の買取口座に当該株式の振替申請を行うとともに、個別株主通知の申出の取次請求を行ってください。

振替先口座(買取口座)管理機関	〇〇信託銀行株式会社
口座名義人	〇〇〇〇株式会社
当社の加入者口座コード	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

2. この吸収合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。
3. 最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

株式会社〇〇〇〇

平成〇年〇月〇日付の官報〇頁(〇号)に掲載

以上

(別紙2) 反対通知書記載例

東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役〇〇〇〇 殿

反対通知書

私は、貴社より〇〇の承認を議題とする株主総会を平成〇年〇月〇日に開催する旨の通知を受けましたが、私は〇〇については反対ですので、その旨あらかじめ本書をもって通知します。

平成〇年〇月〇日

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇 〇 〇 〇 印

(別紙3) 買取請求書 (吸収合併存続会社の合併公告の例)

平成〇年〇月〇日

株式買取請求書

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇殿

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇 〇 〇 〇 印

私は、貴社と株式会社〇〇〇〇との合併に反対ですので、私の振替口座を開設している口座管理機関に対して個別株主通知の申出の取次を請求するとともに、下記の貴社株式を貴社指定の口座に振り替えるよう申請いたしました。つきましては、証明資料等を添付のうえ、会社法第797条第1項の反対株主の株式買取請求の規定に基づき、公正な価格で買取願いたく請求いたします。

記

1. 買取請求対象株式 貴社普通株式 〇, 〇〇〇株
2. 加入者口座コード XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
3. 連絡先電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

以上

(別紙4) 買取価格の提示書面および回答書(吸収合併存続会社の合併公告の例)

平成〇年〇月〇日

〇〇〇〇 様

買取価格のご提示について

当社と株式会社〇〇〇〇との合併に伴い、平成〇年〇月〇日付で当社に対し会社法第797条第1項に基づく株式買取請求書をご送付いただいておりますが、当社における買取価格を下記のとおりご提示いたしますので、ご検討のうえ「買取価格に関する回答書」に必要事項をご記入いただき、ご押印のうえ、平成〇年〇月〇日までに当社にご返送ください。

なお、当社の提示する買取価格を了承いただけない場合、当社は当該買取価格に基づいて算定された買取代金を仮払いさせていただきますので、振込先口座を必ずご記入くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 買取請求株式数 〇, 〇〇〇株
2. 1株当たり買取価格 〇〇〇円

以上

東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇株式会社〇〇部

(担当: 〇〇)

(連絡先: 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

平成〇年〇月〇日

〇〇〇〇株式会社

〇〇部行

買取価格に関する回答書

住所 _____

氏名 _____ ⑩

私は、貴社の買取価格の提示（1株当たり買取価格 〇〇〇円）に関し、下記のとおり回答いたします。

記

- () 上記買取価格に異論ありません。
ついては、株式買取請求に係る買取代金を以下の振込先口座にお振込みください。

振込先口座： _____ 銀行 _____ 支店
_____ 預金 口座番号
_____ 口座名義人

- () 上記買取価格では了承できません。

仮払先口座： _____ 銀行 _____ 支店
_____ 預金 口座番号
_____ 口座名義人

以上

注：該当の（ ）に〇をご記入ください。